

特殊法人等整理合理化計画 の措置状況について

< 日本自転車振興会 >

平成16年7月9日

経済産業省

整理合理化計画における指摘事項に対する措置状況

日本自転車振興会

整理合理化計画における指摘事項	分類	措置状況、措置予定等
<p>【助成金交付事業（貸付事業を含む。）】 助成対象の重点項目及びその終了要件の明確な設定、その後の社会経済情勢の変化に即応した適切な見直しを行い、効果的な助成事業の実施を図る。 国、他の特殊法人又は地方公共団体の行う事業との整合性をとりつつ、効率的、効果的に事業を実施するため、基準を更に明確化する。</p> <p>貸付事業は、自転車産業向けに限定する。</p> <p>助成金交付事業について、交付先及び交付額を含め積極的な情報開示を行う。 助成金交付の趣旨・目的・責任の明確化の観点から、助成先における助成金交付事業については、当該助成先を経由したほうが合理的・効率的であることが明らかな場合に限定する。</p> <p>【競輪関係事業】 管理経費の削減など更なる事業の効率化を図る。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度補助事業から、補助対象の重点項目及びその終了要件等を見直し、その旨補助方針に明記。 ・平成15年度補助事業から、国、地方公共団体等の事業を質的・量的に補完することを目的とし、国、地方公共団体等の補助を受ける事業は補助対象としない旨を補助方針に明記。 ・平成14年度より新規貸付を停止。改正法を平成14年10月1日から施行。 ・補助事業専用のサイトを新しく設け、交付先、交付額、事業内容、事業報告等を掲載し、情報開示済み。 ・平成15年度補助事業から、直接支援するよりも一層効果的な実施が見込まれるなど、補助先を経由した方が補助事業全体を合理的かつ効率的に実施しうることが明らかな場合に限り採用する旨を補助方針に明記。 ・平成14年12月1日付けで、財政改革の一環として人件費の削減、給与・退職金の合理化などを盛り込んだ予算及び業務方法書の改正を行った。引き続き更なる事業の効率化を図る。
<p>当面特殊法人とするが、集中改革期間内に組織の見直しを検討し、結論を得る。</p>	×	<ul style="list-style-type: none"> ・産業構造審議会車両競技分科会にて議決された報告書に基づく事業の構造改革の進捗状況を見極めつつ、併せて「自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律」の施行状況を全体的に検討する中で、引き続き検討を行う。

指摘事項〔助成金交付事業等〕

2. 国、他の特殊法人又は地方公共団体の行う事業との整合性をとりつつ、効率的、効果的に事業を実施するため、基準を更に明確化する。

< 措置状況 >

2. 平成15年度補助事業から、国、地方公共団体等の事業を質的・量的に補完することを目的とし、国、地方公共団体等の補助を受ける事業は補助対象としない旨を補助方針に明記。

1. 補助対象となる事業については、国等の自動車、小型自動車、軽自動車、軽トラック、軽四輪車（以下「国等自動車」といふ。）の製造販売事業者等が、国等の自動車、小型自動車、軽自動車、軽トラック、軽四輪車の製造販売事業を行うこととする。また、これを通じて、国等の自動車、小型自動車、軽自動車、軽トラック、軽四輪車の製造販売事業者等が、国等の自動車、小型自動車、軽自動車、軽トラック、軽四輪車の製造販売事業を行うこととする。

2. 国等の自動車、小型自動車、軽自動車、軽トラック、軽四輪車の製造販売事業者等は、国等の自動車、小型自動車、軽自動車、軽トラック、軽四輪車の製造販売事業を行うこととする。

3. 国等の自動車、小型自動車、軽自動車、軽トラック、軽四輪車の製造販売事業者等は、国等の自動車、小型自動車、軽自動車、軽トラック、軽四輪車の製造販売事業を行うこととする。

4. 国等の自動車、小型自動車、軽自動車、軽トラック、軽四輪車の製造販売事業者等は、国等の自動車、小型自動車、軽自動車、軽トラック、軽四輪車の製造販売事業を行うこととする。

5. 国等の自動車、小型自動車、軽自動車、軽トラック、軽四輪車の製造販売事業者等は、国等の自動車、小型自動車、軽自動車、軽トラック、軽四輪車の製造販売事業を行うこととする。

6. 国等の自動車、小型自動車、軽自動車、軽トラック、軽四輪車の製造販売事業者等は、国等の自動車、小型自動車、軽自動車、軽トラック、軽四輪車の製造販売事業を行うこととする。

7. 国等の自動車、小型自動車、軽自動車、軽トラック、軽四輪車の製造販売事業者等は、国等の自動車、小型自動車、軽自動車、軽トラック、軽四輪車の製造販売事業を行うこととする。

8. 国等の自動車、小型自動車、軽自動車、軽トラック、軽四輪車の製造販売事業者等は、国等の自動車、小型自動車、軽自動車、軽トラック、軽四輪車の製造販売事業を行うこととする。

9. 国等の自動車、小型自動車、軽自動車、軽トラック、軽四輪車の製造販売事業者等は、国等の自動車、小型自動車、軽自動車、軽トラック、軽四輪車の製造販売事業を行うこととする。

10. 国等の自動車、小型自動車、軽自動車、軽トラック、軽四輪車の製造販売事業者等は、国等の自動車、小型自動車、軽自動車、軽トラック、軽四輪車の製造販売事業を行うこととする。

11. 国等の自動車、小型自動車、軽自動車、軽トラック、軽四輪車の製造販売事業者等は、国等の自動車、小型自動車、軽自動車、軽トラック、軽四輪車の製造販売事業を行うこととする。

12. 国等の自動車、小型自動車、軽自動車、軽トラック、軽四輪車の製造販売事業者等は、国等の自動車、小型自動車、軽自動車、軽トラック、軽四輪車の製造販売事業を行うこととする。

13. 国等の自動車、小型自動車、軽自動車、軽トラック、軽四輪車の製造販売事業者等は、国等の自動車、小型自動車、軽自動車、軽トラック、軽四輪車の製造販売事業を行うこととする。

14. 国等の自動車、小型自動車、軽自動車、軽トラック、軽四輪車の製造販売事業者等は、国等の自動車、小型自動車、軽自動車、軽トラック、軽四輪車の製造販売事業を行うこととする。

15. 国等の自動車、小型自動車、軽自動車、軽トラック、軽四輪車の製造販売事業者等は、国等の自動車、小型自動車、軽自動車、軽トラック、軽四輪車の製造販売事業を行うこととする。

16. 国等の自動車、小型自動車、軽自動車、軽トラック、軽四輪車の製造販売事業者等は、国等の自動車、小型自動車、軽自動車、軽トラック、軽四輪車の製造販売事業を行うこととする。

17. 国等の自動車、小型自動車、軽自動車、軽トラック、軽四輪車の製造販売事業者等は、国等の自動車、小型自動車、軽自動車、軽トラック、軽四輪車の製造販売事業を行うこととする。

18. 国等の自動車、小型自動車、軽自動車、軽トラック、軽四輪車の製造販売事業者等は、国等の自動車、小型自動車、軽自動車、軽トラック、軽四輪車の製造販売事業を行うこととする。

19. 国等の自動車、小型自動車、軽自動車、軽トラック、軽四輪車の製造販売事業者等は、国等の自動車、小型自動車、軽自動車、軽トラック、軽四輪車の製造販売事業を行うこととする。

20. 国等の自動車、小型自動車、軽自動車、軽トラック、軽四輪車の製造販売事業者等は、国等の自動車、小型自動車、軽自動車、軽トラック、軽四輪車の製造販売事業を行うこととする。

(国等の事業との整合性の確保等)

日自振・日動振の補助事業は、競輪・オートレースの売上金の一部を広く社会に還元することを目的とするものである。かかる観点から、本補助事業では、日自振・日動振が、全国的な視野に立って、競輪・オートレースの売上金の一部を財源とすることを明示しつつ、国等の事業を質的・量的に補完することを目的として、その支援が及びにくい分野・事業を中心に機動的かつきめ細かい支援を行ってきている。

競輪・オートレースの売上が減少を続けている中であっては、従来にも増して効果的かつ効率的な補助事業の実施に努める必要があること等から、平成15年度の補助要望案件については、上記のような国等の事業を質的・量的に補完するという本補助事業の位置付けを十分に踏まえて厳正な審査を行うものとする。

なお、国、地方公共団体又は他の公営競技関係団体等の補助を受ける事業は、補助の対象としない。

(機械・公益共通)

指摘事項〔助成金交付事業等〕

3. 貸付事業は、自転車産業向けに限定する。

< 措置状況 >

3. 平成14年度より新規貸付を停止。改正法を平成14年10月1日から施行。

(改正前)

第12条の16 日本自転車振興会は、第12条の目的を達成するため、左の業務を行う。

五 自転車その他の機械に関する事業の振興に必要な資金の融通のため、銀行その他の金融機関に対し、資金の貸付を行うこと。

(改正後)

五 自転車に関する事業の振興に必要な資金の融通のため、銀行その他の金融機関に対し、資金の貸付けを行うこと。

なお、日本自転車振興会において関連業務方法書を改正し、平成14年度より自転車産業向け以外の新規貸付を自主的に停止していたところ。



指摘事項〔助成金交付事業等〕

4. 助成金交付事業について、交付先及び交付額を含め積極的な情報開示を行う。

< 措置状況 > 4. 補助事業専用のサイトを新しく設け、交付先、交付額、事業内容、事業報告等を掲載し、情報開示済み。

競輪ホームページ(トップページ)

補助事業専用ページ
(トップページ)

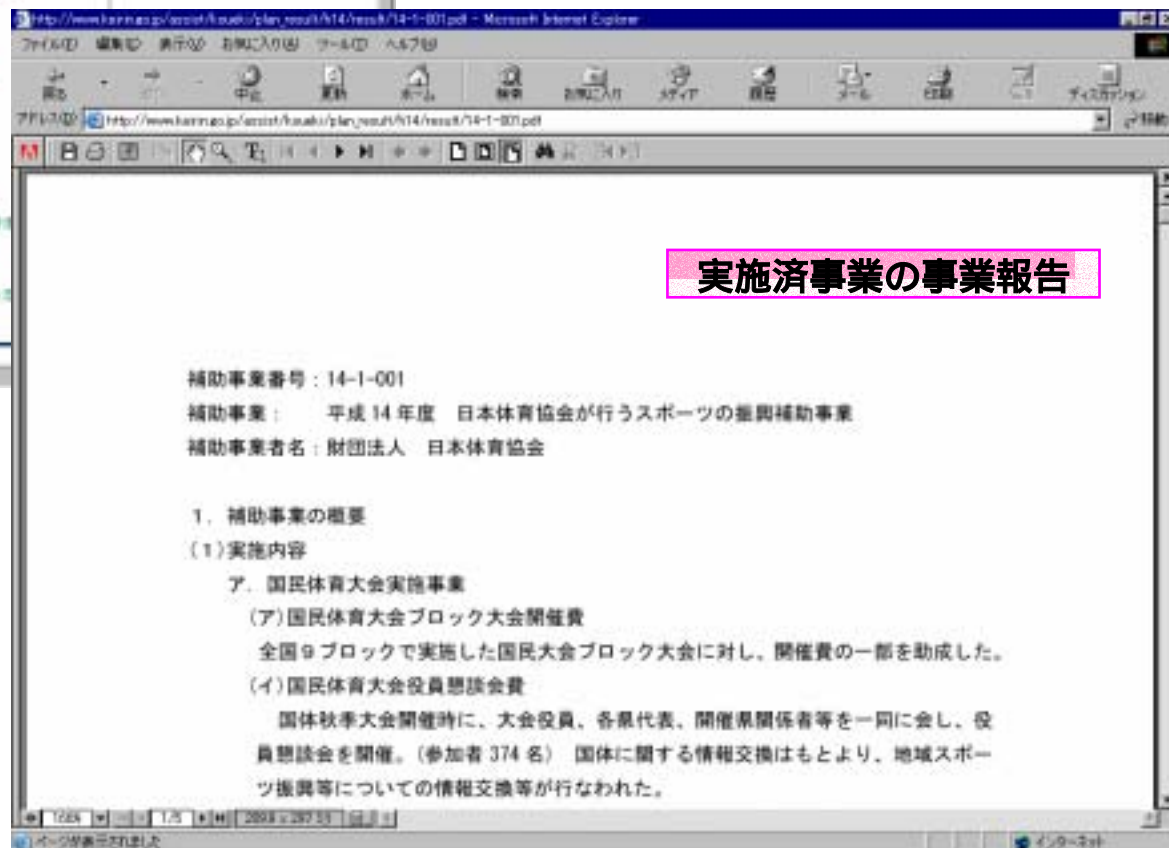
補助事業
パンフ

補助金の交付先、交付額、
事業の内容等

実施済事業の事業報告



補助事業パンフレット



実施済事業の事業報告

指摘事項〔助成金交付事業等〕

5. 助成金交付の趣旨・目的・責任の明確化の観点から、助成先における助成金交付事業については、当該助成先を経由したほうが合理的・効率的であることが明らかなる場合に限定する。

< 措置状況 >

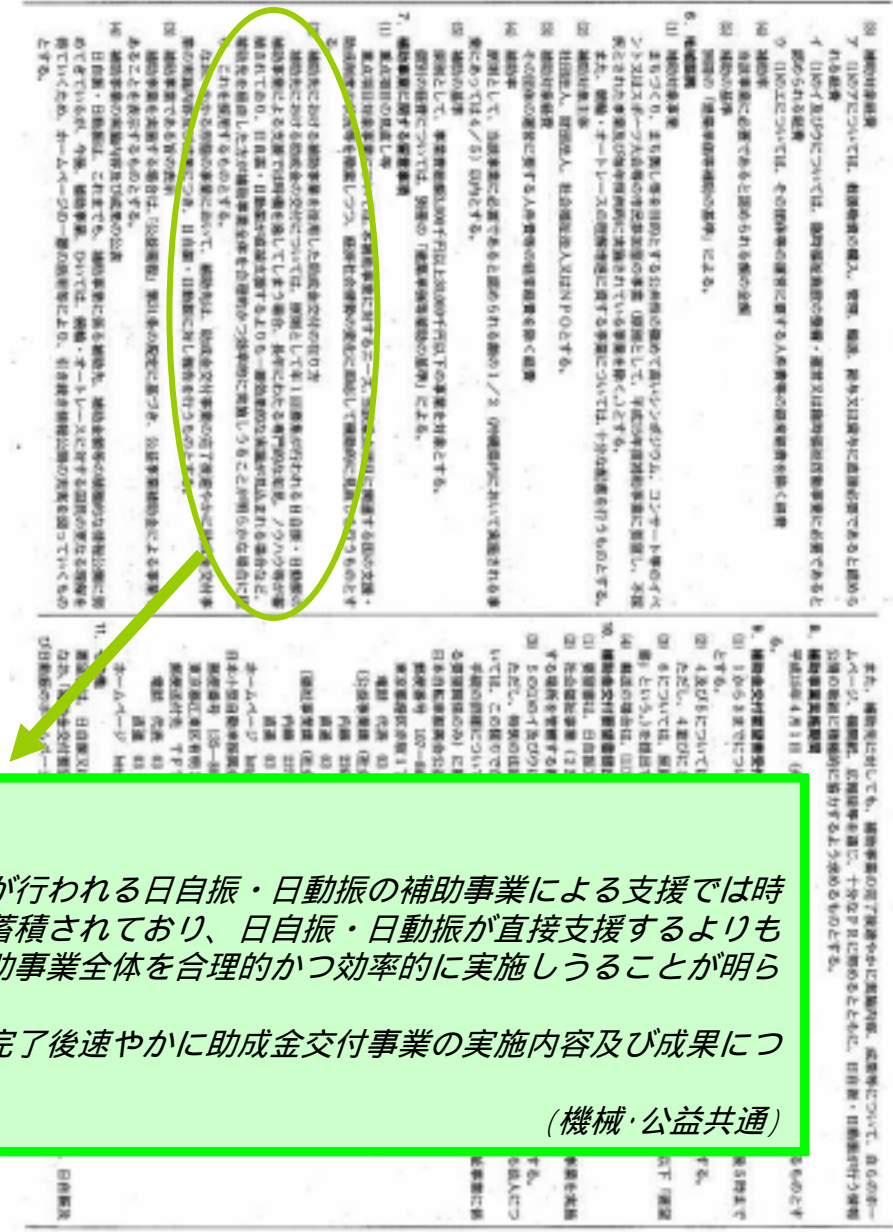
5. 平成 15 年度補助事業から、直接支援するよりも一層効果的な実施が見込まれるなど、補助先を経由した方が補助事業全体を合理的かつ効率的に実施しうることが明らかなる場合に限り採用する旨を補助方針に明記。

(補助先における補助事業を活用した助成金交付の在り方)

補助先における助成金の交付については、原則として年 1 回募集が行われる日自振・日動振の補助事業による支援では時機を逸してしまう場合、長年にわたる専門的な知見、ノウハウ等が蓄積されており、日自振・日動振が直接支援するよりも一層効果的な実施が見込まれる場合など、補助先を経由した方が補助事業全体を合理的かつ効率的に実施しうることが明らかなる場合に限り、これを採用するものとする。

なお、かかる形態の事業において、補助先は、助成金交付事業の完了後速やかに助成金交付事業の実施内容及び成果につき、日自振・日動振に対し報告を行うものとする。

(機械・公益共通)



指摘事項〔競輪関係事業〕

6. 管理経費の削減など更なる事業の効率化を図る。

< 措置状況 >

6. 平成14年12月1日付けで、財政改革の一環として人件費の削減、給与・退職金の合理化などを盛り込んだ予算及び業務方法書の改正を行った。引き続き更なる事業の効率化を図る。

1. 職員給与・退職金の削減

(1) 平成14年12月1日施行

職員給与規程・職員退職手当規程の改正

(平成14年11月29日平成14・11・27製第4号認可)

- ・本給・諸手当を見直し、年収ベースで約7%の引下げ。
- ・退職手当の積上率を約20%引下げ。

(2) 平成15年12月1日施行

職員給与規程の改正(平成15年11月10日平成15・11・06製第10号認可)

- ・本給を約1.1%引下げ。

2. 役員給与・退職金の削減

(1) 平成14年4月1日施行

役員給与規程・役員退職手当規程の改正

(平成14年3月25日平成14・03・22製第4号認可)

- ・本俸月額を各役職ごとに約12.4～5.8%引下げ。
- ・退職手当の額について、当該役員の在職期間1月につき「100分の36以内の割合を乗じて得た額」「100分の28以内の割合を乗じて得た額」に引下げ。

(2) 平成15年12月1日施行

役員給与規程の改正(平成15年11月10日平成15・11・06製第10号認可)

- ・本俸月額を約1.2%引下げ。

(3)平成16年1月1日施行

役員退職手当規程の改正(平成15年12月26日平成15・12・25製第22号認可)

・退職手当の額について、当該役員の在職期間1月につき「100分の28以内の割合を乗じて得た額」「100分の12.5の割合を乗じて得た額」に引下げ。(在任中の業績を勘案した加減あり。)

3 . 役職員の減員 (嘱託を除く)

職員定数:305名

平成14年4月1日現在役職員数	210名(役員9名+職員201名)
平成15年4月1日現在役職員数	198名(役員9名+職員189名)
平成16年4月1日現在約職員数	191名(役員9名+職員182名)

4 . 組織改編

平成14年度より、組織のスリム化と業務の効率的・機動的な遂行のため、23課1室・振興事業監査室から18課2室・振興事業監査室に移行。

5 . 借室料等の削減

平成14年5月に事務所スペースを縮小し、借室料を約17%削減。

平成16年度より、情報系システム等の運用分担金を約20%削減。

6 . 出張旅費の見直し

平成16年4月に旅費規程を改正。出張旅費の支給方法・支給基準等を見直し、出張旅費の約15%の削減を見込む。

役職員給与・補給金で平成15年度予算において前年度に比べ12.0%の削減を行った。また、平成16年度予算においては、更に7.6%の削減を行った。